

初診時・再診時等にかかる選定療養費について

初診時選定療養費

医科 7,700 円（税込） 歯科 5,500 円（税込）

健康保険法により、200 床以上の地域医療支援病院は、他の医療機関等からの紹介状を持たない初診の方から、選定療養費として診療費の他に 7,000 円（歯科 5,000 円）以上の金額を徴収することが義務付けられています。この制度に基づき、当院では上記の選定療養費を徴収しております。

また、当院通院中の方についても、新たな診療科を受診する場合は、紹介状等が必要となります。紹介状等がない場合は、選定療養費をご負担いただきますので、ご承知おきください。

再診時選定療養費

医科 3,300 円（税込） 歯科 2,090 円（税込）

健康保険法により、200 床以上の地域医療支援病院は、専門的・急性期の治療が終わり、病状が安定した患者さんを他の医療機関へ紹介することが義務付けられています。

あわせて、200 床以上の地域医療支援病院から他の医療機関へ紹介した患者さんが、紹介先の医療機関からの紹介状を持たずに同じ地域医療支援病院を再度受診した場合、選定療養費として診療費の他に 3,000 円（歯科 1,900 円）以上の金額を徴収することが義務付けられており、この制度に基づき、当院では上記の選定療養費を徴収しております。

対象外について

以下に該当する場合は選定療養費制度の対象外になります。

- 他の医療機関からの紹介状をお持ちいただいた場合
（整骨院、接骨院、鍼灸院、海外からの医療機関からの紹介状は対象外です）
- 救急車で搬送された緊急性を有する場合
- 国の公費負担医療制度の受給対象患者
- 地方単独の公費負担医療制度（特定の障害、特定の疾病などに着目している者の受給対象患者）
- 当院の他の診療科から院内紹介した場合
- 医科と歯科の間で院内紹介した場合
- 特定検診、がん検診等の結果により、精密検査の指示があった場合
- 外来受診後そのまま入院となった場合
- 治験協力者である場合
- 災害により被害を受けた方が受診する場合
- 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合

その他の選定療養費

時間外診療

時間外（18：00～21：59／06：00～07：59）＝1,980 円

深夜（22：00～05：59）＝4,620 円

土曜日（12：00～21：59）＝1,980 円

休日（06：00～21：59）＝2,090 円

180 日以上入院（一定の患者を除く）

2,723 円／日（入院基本料の 15%）

制限回数を超える医療行為

（前立腺特異抗原：PSA）3,800 円／回

特別の療養環境（差額ベッド料／1 日につき）

※1 日あたり（00：00～24：00）の料金です

個室＝25,080 円、19,800 円、15,840 円、13,200 円、10,560 円、4,950 円

2 人部屋＝4,620 円

4 人部屋＝1,980 円